

健生食輸発0911第1号
令和7年9月11日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産緑豆のチアメトキサム及びインド産カシューナッツのクロルピリホス)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年9月4日付け健生食輸発0904第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、中国産緑豆のモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、インド産カシューナッツについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第3への追加

- ・中国産緑豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチアメトキサム(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「HANDAN MENG DE FOOD CO., LTD」であるものに限る。)

2. 別表第2から削除

- ・インド産カシューナッツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のクロルピリホス